

平成 22 年 2 月 25 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様
(担当：健康福祉局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 20-01-31 号）に関する対応について

標題について、平成 20 年 6 月 20 日付で本委員会が実施した勧告に対して貴職が下記のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

今後とも事業の透明性を確保し、適正な運営が行われるよう、取り組んでください。

記

1. 確認内容

- (1) 平野区■■■■社会福祉協議会（以下「■■■■社協」という。）における高齢者食事サービス事業に関する調査を行い、会食・配食サービスの実態が確認出来なかったとして平成 15 年度から 19 年度までの間に交付した補助金のうち約 1,650 万円を返還させたこと。
- (2) ■■■■社協以外に、32 地域社協において適正な事業運営が行われていなかったことを確認し、合計約 2,065 万円を返還させたこと。
- (3) 平成 20 年度から補助金交付要綱を改正し、補助金の目的外使用禁止や必要に応じた立入り検査の実施、5 年間の関係書類の整備等を明記したこと。
- (4) 各地域社協に対して、精算時には総事業費に基づく収支精算書及び金銭出納簿・参加者名簿の写しを各区社協へ提出させることとしたこと。また、各区社協に対しては、各地域社協から提出された書類内容を十分チェックするよう指導を徹底したこと。

(参考) 勧告の内容

- ①平成 17 年度大阪市包括外部監査人により指摘されているように、経費の内容及び証憑のチェック、実施状況の検査を実施すること。
- ②上記に伴い、食事サービス事業補助金の使用実態について、関係機関とも協議のうえ、調査を行うこと。